

2008年9月10日

新日本通信警備株式会社
代表取締役 笹田勝宣 殿

適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
<連絡先>
〒540-6591
大阪市中央区大手町1-7-31
OMMビル1階大阪府消費者生活センター内
【連絡先】事務局（担当 事務局長 西島）
TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

申 入 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を迎えて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、また訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体、消費者問題に取り組む個人等によって構成され、2005年12月3日結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

当団体は、貴社から2007年8月30日に受領しました「警備契約書」を検討し、2007年10月31日付け「再お問い合わせ」において、契約条項につき消費者契約法等に反し不当と思われる点の修正を求めました。

しかしながら、その後、貴社から「警備契約書」を修正した旨の連絡はなかったため、当団体は、貴社に対し、貴社の「警備契約書」の契約条項について下記のとおり申し入れを行います。なお、本申入れのうち、「1 基本受託契約について」の「⑤ 第13条（旧14条）について」、「⑥ 第14条（旧15条）について」、「2 第1章 基本業務条件について」の「① 第13条について」、「② 第14条について」、「③ 第15条について」は、消費者契約法12条3項の差止請求としての性質を有しています。つきましては、本申入に対する貴社のご回答を、来る2008年9月25日までに、書面にて当団体事

務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

記

1 基本受託契約について

① 第2条（旧2条）について

a 趣旨

第2条2項及び3項の「甲、乙協議の上これを改訂できるものとする。」は、「甲、乙合意の上これを改訂できるものとする」とすべきです。

b 理由

料金の改定に関するものですから、合意が前提になるべきところ、貴社の規定によれば、協議の機会を持てば料金を改定することができるかのごとく解釈することもできますので、文言上明確とするため、上記趣旨のとおり改訂すべきと考えます。

貴社「警備契約書」該当部分

第2条 甲、本契約書に定める4年間の警備料金の合計金額を一括もしくは月払いにて支払うものとする。なお、一括払いについては所定の割引率が適用される。

設置工事費は、設置工事日当日に支払うものとし、警備料金は乙の指定する方法により支払うものとする。

2 警報機器の増減により警備料金の変更が必要となったときは、甲、乙協議の上これを改訂できるものとする。

3 経済事情の変動により警備料金が不相当となったときは、甲、乙、協議の上これを改訂できるものとする。

② 第5条（旧6条）について

a 趣旨

「乙の責により帰すべき事由」は、「乙の責めに帰すべき事由」にすべきです。

- b 理由
一般的な法律用語に従いました。

貴社「警備契約書」該当部分

第5条 甲に設置した警報機器の工事配線について，4年以内に本契約に定めた受託業務に支障が生じた場合，それが自然損耗による場合及び乙の責により帰すべき事由がある場合は，乙の負担により補修を行うものとする。

③ 第8条（旧9条）について

a 趣旨

本条に，受託業務の停止期間中は，消費者に警備料金の支払義務がないことを明記すべきです。

b 理由

旧9条2項は「前項の受託業務停止期間についても，甲は所定の警備料金を支払うものとする」と規定されており，当団体からの2007年5月7日付「お問い合わせ」において，同項の削除を求めたところ，改訂された「警備契約書」において同項は削除されました。

削除を求めた理由は，貴社の業務停止期間中であるにもかかわらず，消費者が警備料金を支払うという点に問題があるからです。今回の削除は，受託業務の停止期間中，消費者に警備料金を支払う必要がないことを前提にされたものと思われませんが，旧9条2項を削除するだけでは，受託業務停止期間について，消費者に警備料金を支払う必要性があるのか否かが明らかではありません。

よって，受託業務期間について，消費者に警備料金を支払う必要性がないことを明記すべきであると考えます。

貴社「警備契約書」該当部分

第8条 乙は，不可抗力による状況又は天変地異，動乱その他乙の責に帰することができない理由により乙の受託業務の実施が不可能になったときは，その状況がやむまでの間，乙は受託業務を中止し受託業務の義務を一切まぬがれるものとする。

旧9条 乙は，不可抗力による状況又は天変地異，動乱その他乙の責に帰することができない理由により乙の受託業務の実施が不可能になったときは，その状況がやむまでの間，乙は受託業務を中止し受託業務の義務を一切まぬがれるものとする。

2 前項の受託業務停止期間についても、甲は所定の警備料金を支払うものとする。

④ 第9条（旧10条）について

a 趣旨

第9条2項の「これに要する費用は、その原因が乙の責に帰すべき場合を除き、すべて甲乙協議の上決定する」とあるのを、「これに要する費用は、その原因が甲に帰すべき場合は甲が負担し、その他の場合は乙が負担する」旨に改めるべきです。

b 理由

本契約は、警備機器の賃貸借契約という性質を有するものと解されます。貴社は、今回の基本受託契約において、旧基本受託契約第1条3項を改訂しておられますが、「貸し出す」という文言が削除されたとしても、本契約が警備機器の賃貸借契約という性質を有することには変わりはありません。賃貸借契約においては、賃貸人が修繕義務を負うのであり（民法606条1項）、貴社は、警報機器についての修繕義務を負担しているものと考えます。したがって、警報機器の異常が消費者の原因によるものではない限り、修理、交換に要する貴社が負担すべきです。

貴社「警備契約書」該当部分

第9条 警報機器の正常作動は甲の責任で保持されるものとし、甲は警報機器の正常状態を確認し、乙は点検を定期的に行うものとする。

2 甲は、警報機器の故障又は異常を知ったときは直ちに乙に通知し、点検を要請することとする。乙は甲より通知を受けたときは速やかに点検を行い、必要に応じて修理、交換をおこなう。これに要する費用は、その原因が乙の責に帰すべき場合を除き、すべて甲乙協議の上決定する。

⑤ 第13条（旧14条）について

a 趣旨

第13条の「45パーセントの中途解約の料金を支払うものとする」との規定は再検討すべきです。

b 理由

45パーセントの根拠が不明であり、また、45パーセントの中途解約料金は、消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるものと考えられます。

貴社「警備契約」該当部分

第13条 本契約は、4年の契約期間を実施することを基に、警備員の配置、警備賠償保険の加入、警報機器の貸出し、待機所の設置を行っているものであり、甲は自己の都合により本契約を契約期間満了前に中途解約するときは、甲は乙に対して契約終了日から契約有効期間満了日までの間に乙が得られるべき警備料の45パーセントの中途解約の料金を支払うものとする。

⑥ 第14条（旧15条）について

a 趣旨

第14条の「この場合乙が甲に請求する権利を有する債権額は未払金のほか契約期間に得ることができる契約料金相当額となることを甲・乙とも承認する。」は再検討すべきです。

b 理由

本条項は、契約の解除の伴う損害賠償の額の予定ですが、「契約期間に得ることができる契約料金相当額」は消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるものであると思われますし、上記第9条との整合性にも疑問があります。

貴社「警備契約書」該当部分

第14条 甲が本契約に基づき金銭債務の全部又は一部をその支払期限が過ぎて支払わないとき、又は、この契約（警備契約条項を含む）の何れか一つに違反したとき、乙は甲へ催告後相当の期間後は本契約を終了させることができるものとし、乙の契約上の義務はその時消滅するものとする。この場合乙が甲に請求する権利を有する債権額は未払金のほか契約期間に得ることができる解約料金相当額となることを甲・乙とも承認する。

2 第1章 基本業務条件について

① 第13条について

a 趣旨

全面的な改定が必要と考えます。

b 理由

まず、「契約対象物件」が何であるかが明らかではありません。

また、「損害が乙のみの責に帰すべき事由によるものについてのみ警備賠償保険により乙は賠償の責に任ずるものとする。」とありますが、貴社の責に帰すべき事由があれば、消費者や他の第三者と共同の事由によって損害が生じた場合であっても、貴社が損害を賠償すべきです。さらに、本条によって、貴社の責任が「警備賠償保険」の範囲内に限られるのか否か不明ですが、仮に警備賠償保険の範囲内に限られるのであれば、貴社に故意・重過失がある場合に貴社の責任の一部を免除することになり、消費者契約法8条1項2号及び4号に違反します。

さらに、本条は、「理由の如何を問わず甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる休業損害、逸失利益及びこれに関する費用は含まれないものとする。」と規定しているところ、ある事業者が居住する住居等が警備対象であり、貴社の責に帰すべき事由によって事故が生じたために当該事業者が事業を行うことができなくなった様な場合、本件契約は消費者契約法の適用範囲内ですから、そのことによって生じた休業損、逸失利益等は賠償の対象にすべきであり、これを「理由の如何を問わず」免除する本条は、消費者契約法8条2号及び4号に違反します。

貴社「警備契約書」該当部分

第13条 乙がこの契約に基づき警備実施中に契約対象物件に生じた事故による甲の損害についてはその損害が甲又は乙のいずれかの責に帰すべき事由がある場合は甲乙協議の上、賠償の責を確認するものとする。また、その損害が乙のみの責に帰すべき事由によるものについてのみ警備賠償保険により乙は賠償の責に任ずるものとする。

但し、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由の如何を問わず甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる休業損、逸失利益及びこれに関する費用は含まないものとする。

② 第14条について

a 趣旨

4項につき、「甲が予め警報装置の感知範囲以外又は設置箇所以外であることを承諾している場所から生じた場合」等に改定し、7項を削除すべきです。

b 理由

本条4項は、一律に「警報装置の感知範囲以外又は設置箇所以外から生じた場合」を貴社の免責対象と規定していますが、本来、警備業務の

委託契約において、貴社は、「警報装置の感知範囲以外又は設置箇所以外」という場所がないよう、警備装置を配備すべきは当然のことです。したがって、「警報装置の感知範囲以外又は設置箇所以外」の場所であることについて消費者が予め承諾しており、そこから発生した損害は別として、それ以外の場所に貴社が免責されるものとするのは、消費者契約法8条1項1号及び3号に違反します。

本条7項は、火災について貴社の損害賠償債務の全部を免除する条項であり、消費者契約法8条1項1号及び3号に違反します。

貴社「警備契約書」該当部分

第14条 乙は次の各号に起因する損害については、その責任を負わないものとする。

- ① 天災・地変・暴動・官の処分・NTT等電気通信業者の設置する通信回線傷害等、その他不可抗力により乙の業務実施が困難な場合又は不可能となった場合
- ② 乙の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、乙の支配下に有らざる事由で通信回線による送信が行われないうちに発生した損害。
- ③ 警備対象の建物、施設又は物件自体の損壊等甲の管理上のミスに基づく場合
- ④ 警報装置の感知範囲以外又は設置箇所以外から生じた場合。
- ⑤ 甲又は甲の関係者の故意又は過失に基づく場合。
- ⑥ 甲により警報装置の移設・分解・調整・切断・加工・撤去等行った場合
- ⑦ 甲の火災については、理由の如何に係らず、乙は補償及びその責を負わない。

③ 第15条について

a 趣旨

削除を求めます。

b 理由

上記「第1章基本業務条件第13条」において指摘したとおり、「甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる喪失利益及びこれにかかる費用」であっても、本件契約が消費者契約法の適用範囲内であることは十分に考えられるのであり、それにもかかわらず、これらを「理由の如

何を問わず」免除する旨の条項は、消費者契約法8条2号及び4号に違反します。

貴社「警備契約書」該当部分

第15条 乙の損害賠償の対象となる損害には、理由の如何を問わず、甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる喪失利益及びこれにかかる費用は含まないとする。

④ 第16条について

a 趣旨

いかなる権限を付与するか明確にすべきです。

b 理由

本条では、いかなる権限を付与するかが不明確であり、消費者契約法3条に違反します。

貴社「警備契約書」該当部分

第16条 甲は本契約に定めた業務を実施するために必要な権限を乙に付与する。

3 第2章 受託業務について

① 第1条について

a 趣旨

「受託契約第1条第4項及び表記警備契約書業務に定める『警報機器』を明らかにすべきです。

b 理由

受託契約第1条第4項及び表記警備契約書業務に定める『警報機器』が明確ではありません。

貴社「警備契約書」該当部分

第1条 乙は甲の警備対象施設に受託契約第1条第4項及び表記警備契約書受託業務に定める「警報機器」を設置し、当該「警備機器」の操作及び感知することにより送信される「異常」情報を受信した場合、下記の受託サービスを提供いたします。

以下（略）

以上